

1 平成 15 年 4 月改定が見込まれる事項について

(1) 介護給付費の改定

① 単位数の改定

既存の算定項目について全般的に単位数が変更される。

単位数の告示は今後の介護給付費分科会での審議を経て平成 15 年 2 月上旬頃に行う予定。

② 算定項目等の改定

告示上の算定項目の追加・廃止等が行われる。

すでに平成 14 年 7 月 1 日に介護給付費分科会において介護報酬体系の見直し案が示されているが、最終的には平成 15 年 2 月上旬頃告示で確定したものと示す予定。

(2) サービスコード表の改定

介護給付費告示の改定に伴い、請求に使用するサービスコードについてもあわせて改定を行う。

サービスコードの改定を行うにあたり、従来規定されていなかった定員超過、人員基準欠如の場合に対応したサービスコードを追加する予定。

サービスコード表の公表は介護給付費の告示後速やかに行う。なお関係機関のシステム変更等に資するため、現状の介護報酬体系の見直し案に基づき、サービスコード表改定案を 9 月頃に示す予定。

(参考) 現段階の介護報酬体系の見直し案におけるサービスコード変更の概要を下表に示す。

サービス種類	変更点	サービスコードの変更
訪問介護	身体介護・家事援助・複合型を身体介護・生活支援の2類型に整理	<ul style="list-style-type: none"> 家事援助・複合型のコード廃止 生活支援のコード追加
	通院等乗降介助の報酬(1回あたり)の追加	コード追加
訪問入浴介護	変更なし	
訪問看護	変更なし	
居宅療養管理 指導	医師・歯科医師の算定回数の変更	<ul style="list-style-type: none"> 初回と2回目のコード細分化
	薬剤師の区分(医療機関・薬局)の追加と薬局の場合の算定回数の変更	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤師の区分に対応したコード細分化 薬局の場合の初回と2回目以降のコード細分化
	歯科衛生士等の2回目以降の報酬額を区別	<ul style="list-style-type: none"> 初回と2回目以降のコード細分化
通所介護	8時間を超え延長サービスを行った場合に1時間単位で2時間までの加算を行う	9時間、10時間の延長サービスに対するコード追加
通所リハビリ テーション	3つの施設類型(病院・診療所・老健施設)ごとの報酬を一本に統合	コード統合
	8時間を超え延長サービスを行った場合に1時間単位で2時間までの加算を行う	9時間、10時間の延長サービスに対するコード追加
	個別のリハビリテーションの実施に対する加算追加	コード追加
短期入所生活 介護	単独・居住福祉型および併設・居住福祉型短期入所生活介護の報酬追加	コード追加
短期入所療養 介護	経過措置の終了	該当する体制のコード廃止
痴呆型共同生活 介護	夜勤体制の加算追加	コード追加
居宅介護支援 費	要介護状態により3区分に分かれていた報酬を一本化	コード統合
介護福祉施設 サービス費	居住福祉型・旧措置入所者居住福祉型の追加	<ul style="list-style-type: none"> コード追加 低所得者対策のコード追加
	退所前連携加算の追加	コード追加
介護保健施設 サービス	退所時診療情報提供加算、退所前連携加算の追加	コード追加
介護療養施設 サービス	経過措置の終了	該当する体制のコード廃止
	退院時診療情報提供加算、退院前連携加算の追加	コード追加

(3) 事業所の届け出事項の変更

算定項目の変更に伴い、サービス事業所から都道府県への届け出項目が変更となる。

現段階で介護報酬体系の見直し案をもとに、見込まれる届け出項目の変更案を別紙に示す。（→資料1：介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（案）参照）

(4) 施設に於ける居住費の徴収

居住福祉型の特養の報酬が新設されることに伴い、個室・ユニット部分の建築費・光熱費等に相当する部分を利用者から日常生活費として施設が徴収することとする。

(5) 介護給付費明細書様式の変更

① 食事費用欄の変更

介護給付費明細書食事費用欄（様式8～10）について月途中で食事提供体制に変更があった場合に体制に応じた請求ができるよう様式を変更する。（これまで様式の制約から食事提供体制に月途中で変更があった場合、月を通じて低い食事提供費を請求することとなっていた）。

（→資料2：介護給付費明細書様式（案）参照）

② 特定診療費欄の変更

介護給付費明細書特定診療費欄（様式5,10）について、これまで摘要欄に記載してきた、特定診療費の内訳を記載しやすくするため、特定診療費欄の様式を変更する。

（→資料2：介護給付費明細書様式（案）参照）

③ 短期入所のサービス提供日欄の廃止

介護給付費明細書短期入所のサービス提供日欄（様式3～5）について、記入負担と審査上の必要性を勘案し、カレンダー型のサービス提供日を記入する欄を廃止する。

（→資料2：介護給付費明細書様式（案）参照）